

施設等利用費請求書の記入方法 (表面)

様式第1号 (第8条関係) (表面) 請求日: 令和4年10月11日

宮崎市長 殿

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【令和4年7月～令和4年9月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、宮崎市内に居住していることを宮崎市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを宮崎市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を宮崎市が対象施設に確認すること。
- 必要に応じて宮崎市が保有する個人情報及び特定個人情報(マイナンバーによる情報連携を含む)を利用すること。
- 宮崎市へ提出された請求書および請求書添付書類については、返却されないこと。
- 審査により請求額と実際の給付額が異なる場合があること。

1. 請求者 (施設等利用給付認定保護者)

フリガナ	ミヤザキシ タロウ	〒	880-8505
氏名	宮崎市 太郎	現住所	宮崎市橋通西1丁目1番1号 メゾン本庁舎 201号室
電話番号	0985 - 21 - 1774	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 63年 1月 1日

2. 認定子ども (認定子どもごとに申請してください)

フリガナ	ミヤザキシ ハナコ	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 27年 12月 12日
氏名	宮崎市 花子	認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号
		認定者番号	99999
		令和4年7月～令和4年9月の間の住所	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した
		転入または転出に該当する場合は、転入・転出日を記入	令和4年7月15日

3. 振込先 (希望する償還払いの振込方法を選択・記入してください)

公金受取口座を利用する
※請求者と個人番号の名称が一致する場合のみ、公金受取口座が利用いただけます。それ以外の場合は振込口座指定をご利用ください。

振込口座を指定する →

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 継続 ←「継続」の場合も、口座名称に変更が無いかなど確かめの為、必ずご記入ください		
金融機関名	宮崎市役所 本庁舎	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所	口座番号	1 2 3 4 5 6 7 8
		口座名義 (フリガナ)	ヒュウガ ナダ

※「継続」以外の場合は、キャッシュカードまたは通帳の写しをご提出ください。

4. 委任状 (「1. 請求者」と「3. 振込先」の口座名称が異なる場合に記入してください)

委任状

宮崎市長 殿 令和4年10月9日

私は、本請求書における施設等利用費の受領に関する権限の一切を、下記のとおり委任します。

委任者 (請求者)	住所	宮崎市橋通西1丁目1番1号 1階 保育幼稚園課
	氏名	宮崎市 太郎
受任者 (振込先口座名義)	住所	宮崎市橋通西1丁目1番1号 1階 保育幼稚園課
	氏名	日向 灘

<必ず裏面も記入してください>

請求対象期間を記入してください。

押印は不要です。
※市名は請求される方ご本人が自署してください。

該当する項目について
 → へ変更してください。以降同様です。

請求対象期間と同期間中の宮崎市への居住状況を記入してください。
転入・転出に該当する場合、項目6で日割り計算を行う必要があります。

公金受取口座を利用する場合は
 → へ変更して、個人番号のみ記入してください。
口座番号等の記入は不要です。

振込口座を指定する場合は
 → へ変更して、口座番号等を記入してください。
個人番号の記入は不要です。

金融機関の種別、支所・出張所の別について、該当するものを囲んでください。
“本店”という支店名も存在しますが、その場合は[支店]を囲んでください。

委任状に記載がある場合は、必ず押印してください。

(参考。施設等利用給付認定の申請後、申請の翌月10日前後に郵送される書類です)

支給認定証

認定者番号	第00000000099999号
保護者の氏名及び生年月日	宮崎市 太郎 昭和63年 1月 1日生
保護者の居住地	宮崎市橋通西1丁目1番1号メゾン本庁舎 201号室

左側の画像は『支給認定証』を抜粋したものです。
請求書の[認定者番号]欄へは『支給認定証』に記載された[認定者番号]のうち、頭の0を全て除いた数字をご記入ください。
※[認定者番号]が不明の場合は、空欄でご提出ください。

施設等利用費請求書の記入方法 (裏面)

(裏面)

5. 利用した施設・事業 (複数の施設・事業を利用した場合は全て記入してください)

①	フリガナ	ニカガイホイクシセツタチバナ	所在地	〒880-0805
	施設・事業名	認可外保育施設 タチバナ		宮崎市橋通東1丁目14-20
契約している利用料※1 <input checked="" type="checkbox"/> 月額 35,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円				
②	フリガナ	ブーゲンビアホイクエン	所在地	〒880-0912
	施設・事業名	ブーゲンビア保育園		宮崎市大字赤江無番地
契約している利用料※1 <input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 時間額 500 円				
③	フリガナ	タノチョウショウニインビョウジホイクシツ	所在地	〒889-1795
	施設・事業名	田野町小児科医院 病児保育室		宮崎市田野町甲2818番地
契約している利用料※1 <input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円				

※ ①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、別紙「7. 利用した施設・事業」に続きを記入してください。

※1 該当箇所に✓を記入のうえ、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□に✓を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

6. 利用した施設・事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った金額(保育料)(a)※2	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	給付上限額(d)※3	請求額(c,dを比較して小さい方)
令和4年7月	35,000 円	1,500 円	36,500 円	1,193 円	1,193 円
令和4年8月	35,000 円	3,500 円	38,500 円	37,000 円	37,000 円
令和4年9月	35,000 円	2,000 円	37,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※ 利用料及び請求額に保育料以外の費用(特定費用等)を含めないでください。

※ 6か月以上の請求をする場合は、別紙2「8. 利用した施設・事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳」に続きを記入してください。

※ チェックリストを参考の上、(a)(b)の金額を証明する書類(特定子ども・子育て提供証明書等)を添付してください。

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て、以降同様の取扱いです。)

※3 月額上限額は、新2号認定の場合は月額37,000円、新3号認定の場合は42,000円です。※4 途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転入の場合、月額上限額は次のとおりとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合の限度額
: 37,000(42,000)円 × 月始から宮崎市での認定終了までの日数 ÷ その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合の限度額
: 37,000(42,000)円 × 宮崎市での認定開始から月末までの日数 ÷ その月の日数

※4 宮崎大学教育学部附属幼稚園、清武幼稚園、又は倉岡幼稚園と認可外保育施設等を併用している場合は、次のように上限額を読み替えてください。

37,000円→11,300円、42,000円→16,300円。

事務処理欄 以下につきましては市の方で記入しますので、記入の必要はありません。

給付決定合計額① 円

(参考。請求に際しては、支給認定証に記載されている[有効期間]をご確認ください)

支給認定証

認定者番号 第 000000000099999 号

有効期間 令和4年10月31日 から 令和5年3月31日
※継続して認定をご希望の場合は、有効期限内に更新の手続きをしてください。

請求期間中に利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等についての情報を記入してください。

6か月以上の請求をする場合は、別紙2「8.利用した施設・事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳」に続きを記入してください。

本記入例においては、認定子どもが10月15日に転入し、施設等利用給付認定の有効期間が10月31日に始まったと想定しています。よって、給付上限額の日割り計算が必要となります。

(本記入例における10月分給付上限額の日割り計算)
※3黒点2つ目の計算方法
37,000円×1日÷31日
=1,193.548...
小数点以下の端数は切り捨てを行うため、1,193円が10月分の給付上限額となります。

施設等利用給付認定の認定申請が遅れた場合や、認定の要件が途中で発生した場合等においては、有効期間(認定期間)が途中で開始となる場合があります。